

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	障がい者保健福祉計画に関する事務		

事業概要	<p>第6期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（令和3年度～5年度）に関し、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会（市長の諮問に応じて調査審議し、結果を答申）及び茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議（関係各課が連携して福祉施策体系の整理及び整合を図る）を設置し、障がい者団体（当事者及びその家族）との連携協力を行いつつ、PDCAサイクルに基づく検証と実効性のある進行管理を行います。</p> <p>また、第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（令和6年度～8年度）の基礎資料として、障がい者アンケート調査、障がい者ヒアリング調査等により抽出された課題を基に、計画策定を行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法 (障害者基本計画等) 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (市町村障害福祉計画) 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。 ・児童福祉法 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	自立支援給付費等に関する事務		

事業概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における自立支援給付（障害福祉サービスに係る介護給付費等、訓練等給付費等、地域相談支援給付費等、自立支援医療費等、補装具費）の支給決定、児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給決定、市町村地域生活支援事業の給付決定及び計画相談支援給付の支給決定等に係る一連の事務を行います。サービス支給決定に至るまでに、個別の生活状況や障がい特性等に応じた相談や関連機関との連絡調整を図ります。</p> <p>サービス支給決定後は、サービス事業者等からの請求処理と支給費支払い事務のため、システムの準備、データ登録、請求審査、支払事務等を行います。令和5年5月より「新かながわシステム」の運用が開始されるため、運用管理について、引き続き神奈川県や神奈川県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら進めます。</p> <p>計画相談支援給付や地域生活支援事業を行う事業者の指定登録も行います。</p>
------	--

法的実施根拠	あり
	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (介護給付費又は訓練等給付費)</p> <p>第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行なう者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。</p> <p>・児童福祉法</p> <p>第21条の5の3 市町村は、通所給付決定保護者が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行なう者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。</p> <p>2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。</p> <p>4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	認定調査及び市町村審査会に関する事務		

事業概要	<p>1 8歳以上の障がい者等が障害福祉サービス等の支給を受けるためには、障害支援区分の認定を受けることが必要です。</p> <p>障がい者等から障害福祉サービス等の利用希望があり、障害支援区分の認定がされていない場合は、認定を受けるために必要な概況調査や、認定調査員による認定調査を行い、医師意見書等の収集等必要な情報収集を行い、システムへの入力作業により調査状況と一次判定（コンピューター判定）結果資料を作成したうえで、茅ヶ崎市障害者介護給付費等支給審査会に諮ります。審査会での二次判定の結果を受けて、障害支援区分の認定を行います。</p> <p>市は、認定調査の一部を相談支援事業委託事業者に委託し、県の認定研修を修了している相談支援員に認定調査員証を発行します。</p> <p>また、茅ヶ崎市障害者介護給付費等支給審査会の事務局として、審査会委員の選出、委嘱等の手続きを行うとともに、審査会に諮る個々のケース調査書等の作成や委員への事前送付、毎回の審査会運営を行います。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害支援区分の認定)</p> <p>第21条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。</p> <p>2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>・茅ヶ崎市障害者介護給付費等支給審査会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、茅ヶ崎市障害者介護給付費等支給審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	グループホームに関する事務		

事業概要	<p>障がい者等が、地域で自立した日常生活及び社会生活を安心して営むことができるよう、グループホームの利用に関する支援体制を整備し、地域生活への移行や定着を促進する事業です。</p> <p>グループホームに入居する障がい者等に対し、家賃の一部を補助するグループホーム利用者家賃助成事業や、グループホームの新築または改修及び設備の整備、グループホーム設置に係る生活に必要な備品の購入等に対して補助金を交付する障害者グループホーム設置費補助事業、施設や病院等からグループホームへ初めて生活の場を移した障がい者等地域移行者に対して、家賃の一部を補助するグループホーム利用者地域支援事業補助事業、グループホームの利用体験にかかる人件費や家賃の一部を補助するグループホーム体験利用促進費補助事業等があります。</p>
------	---

法的実施根拠	あり
根拠法令抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条 17 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。 (介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給) 第28条 2 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第30条の規定により支給する給付とする。 (1)～(5) 略 (6) 共同生活援助 (市町村の地域生活支援事業) 第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)～(9) 略 2 略 3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。</p> <p>・茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課所管に係る補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課が所管する補助金の交付について茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条～ 略</p> <p>・茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課所管に係る社会福祉法人助成要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課が所管する社会福祉法人の助成について茅ヶ崎市社会福祉法人助成条例(昭和40年茅ヶ崎市条例第18号。以下「条例」という。)及び茅ヶ崎市社会福祉法人助成条例施行規則(昭和40年茅ヶ崎市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条～ 略</p> <p>・茅ヶ崎市グループホーム利用者家賃助成金支給要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、地域における障がい者の生活の自立を促進し、障害者グループホームの入居者の家賃負担を軽減するための助成金を支給する茅ヶ崎市グループホーム利用者家賃助成金（以下「助成金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。 第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	理解促進研修・啓発事業		

事業概要	<p>障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるため、研修を開催するとともに、広報紙等の各種媒体による広報活動や障害者週間等を活用した広報活動等を通じて啓発活動を実施します。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業 (2)～(9) 略 2～3 略</p> <p>・茅ヶ崎市障害者の自立生活者表彰要 (目的)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)がその障害を克服し、現に自立生活して他の障害者の模範となる者を表彰することにより、障害者の自立生活の意欲の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	相談支援体制の機能強化		

事業概要	<p>相談支援事業では、地域生活支援事業の一環として、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むができるよう、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供及び障害福祉サービス等の利用支援、虐待の早期発見及び防止、権利擁護のための必要な支援等を行います。</p> <p>市から相談支援事業委託を受けた事業者は、専門的職員(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等)を配置し、地域の各種相談機関との連携を深めるとともに、市自立支援協議会各専門部会の庶務を担い、自発的活動支援事業を行う等、相談支援体制のネットワーク構築及び機能強化を図るため各種業務を行います。</p> <p>指定特定相談支援事業所（計画相談支援事業所）は、障害福祉サービス等の利用に際し、サービス等利用計画案・サービス等利用計画を作成したり、利用状況の検証等のため一定期間ごとにモニタリングを行いますが、市は、指定特定相談支援事業者等の指定登録を行います。</p> <p>発達障害専門相談員により、各相談支援事業所の相談支援専門員を対象に巡回相談や、相談支援事業所および市内障害福祉事業所等の支援員を対象に研修を実施し、発達障がいの特性や支援方法についての理解を広め、支援者支援及び相談機能強化を図ります。</p> <p>市自立支援協議会プロジェクトにより、市の相談支援体制の強化に向けた協議を進めます。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>第5条</p> <p>18 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。</p> <p>19 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するもの）を除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。</p> <p>（地域相談支援給付費等の相談支援給付決定）</p> <p>第51条の5 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費（以下「地域相談支援給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定（以下「地域相談支援給付決定」という。）を受けなければならない。</p> <p>（申請）</p> <p>第51条の6 地域相談支援給付決定を受けようとする障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。</p> <p>（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）</p> <p>第51条の16 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に関して次条及び第51条の18の規定により支給する給付とする。</p> <p>（計画相談支援給付費）</p> <p>第51条の17 市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。</p> <p>・児童福祉法</p> <p>第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。 (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	権利擁護に関する事務		

事業概要	<p>障害者虐待防止法に基づき設置された障害者虐待防止センターでは、障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の保護・支援、障がい者の家族の負担軽減等を目的とした機能を担っています。</p> <p>障がい者の意思決定を支援する成年後見制度は、成年後見の申し立てが必要な対象者に対し必要な費用を補助することにより、円滑に制度利用が可能となるように支援するものです。</p> <p>障害者差別解消法に基づき、障がい者への合理的配慮等に関する理解を促進するため、地域協議会の開催、普及啓発活動等を行います。令和5年3月より開始した「みんなにやさしいお店ちがさき事業」について、引き続き周知啓発を実施し、参加する店舗等を拡大します。</p> <p>障がい者等のためのSOSネットワーク事業は、障がいのある人が行方不明になってしまったときに早期発見できるよう、警察、関係機関、市が連携してネットワークを構築することで、障がい者等の安全と家族の安心を支える事業です。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(3) 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業</p> <p>・障害者差別解消法 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。</p> <p>・障害者虐待防止法 (国及び地方公共団体の責務等)</p> <p>第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>・障害者虐待防止事業実施要綱 (目的)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「法」という。)に基づき、障害者に対する虐待の禁止、並びに障害者虐待の予防、早期発見及び早期対応を図るため、茅ヶ崎市障害者虐待防止事業(以下「事業」という。)を実施し、障害者及びその家族等が、安心して生活できるよう支援することを目的とする。</p> <p>第2条～ 略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉法：第28条（審判の請求） ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律：第51条の11の2（審判の請求） ・成年後見制度利用支援助成金交付要綱 (目的) <p>第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「法」という。)に基づき、障害者に対する虐待の禁止、並びに障害者虐待の予防、早期発見及び早期対応を図るため、茅ヶ崎市障害者虐待防止事業(以下「事業」という。)を実施し、障害者及びその家族等が、安心して生活できるよう支援することを目的とする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	意思疎通支援事業		

事業概要	<p>聴覚障がい者の日常生活上で、意思疎通の必要な用件に対する手話通訳者または要約筆記者の派遣や、市庁舎において、聴覚障がい者の来庁時に備え、手話通訳者を設置、また、市民参加の手話（通訳者）講習会や要約筆記講習会の開催等を行う事業です。</p> <p>令和5年度より、遠隔手話サービスの提供を開始します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>第3章 地域生活支援事業</p> <p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(6) 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業</p> <p>(7) 意思疎通支援を行う者を養成する事業</p> <p>・茅ヶ崎市意思疎通支援実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号の規定に基づいて実施する意思疎通支援事業(聴覚障害者、音声機能障害者又は言語機能障害者であって、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの(以下「聴覚障害者等」という。)に対して、その他の者との意思疎通を支援する者(以下「手話通訳者等」という。)を設置及び派遣する事業をいう。)について必要な事項を定めることにより、聴覚障害者等の自立と社会参加を促進することを目的とする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	日常生活用具給付事業		

事業概要	障がい者等対し、日常生活上の便宜を図るための日常生活用具の購入や、居宅生活動作補助用具の購入とその改修工事（手すりの取り付けや床段差の解消等の住宅設備の改修）に要する費用の給付を行う事業です。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>第3章 地域生活支援事業</p> <p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(6) 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業</p> <p>・茅ヶ崎市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定により、在宅の重度の障害者(法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)及び障害児(法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)に対し、日常生活上の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする日常生活用具給付等事業(以下「事業」という。)の実施に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	移動支援事業		

事業概要	<p>移動支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づく地域生活支援事業として、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、当該障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際の移動の支援を実施する事業です。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第3章 地域生活支援事業 (市町村の地域生活支援事業) 第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)～(7) 略 (8) 移動支援事業 ・茅ヶ崎市移動支援事業実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定に基づく地域生活支援事業として行う屋外での移動が困難な障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に対して、当該障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、通学等の定例的な外出、営業活動その他の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)をする際の移動の支援(以下「移動支援事業」という。)を実施することについて必要な事項を定めるものとする。 第2条～ 略

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	地域活動支援センター事業		

事業概要	障がい者等が個々の状態にあった創作活動や生産活動、社会との交流促進などの活動を行うことができるよう、地域活動支援センターを運営委託し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業</p> <p>2～3 略</p> <p>・茅ヶ崎市障害者地域活動支援センター事業実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第9号の規定に基づく地域活動支援センターにおいて障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に対し、地域生活支援の促進を図ることを目的とする地域活動支援センター事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	訪問入浴サービス事業		

事業概要	訪問入浴サービスは、訪問入浴サービス事業者が重度身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るために入浴介護を行う事業です。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第3章 地域生活支援事業 (市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。</p> <p>・茅ヶ崎市訪問入浴サービス費支給要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第9項第3号の規定に基づき、居宅の浴槽での入浴が困難な身体障害者に対する訪問入浴サービスに要する費用の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	日中一時支援事業		

事業概要	日中一時支援事業は、茅ヶ崎市地域生活支援事業のうち、居宅において障がい者等の介護を行うものの就労、休息その他の理由により、一時的な通所が必要な障がい者等に対して、その活動の場を提供し、見守り、及び集団生活に適応するための訓練等の支援を実施する事業です。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>第3章 地域生活支援事業</p> <p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。</p> <p>・茅ヶ崎市日中一時支援事業実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定に基づく地域生活支援事業として行う、居宅において障害者等の介護を行う者の就労、休息その他の理由により、一時的な通所が必要な障害者等に対して、その活動の場を提供し、見守り、及び集団生活に適応するための訓練等の支援(以下「日中一時支援事業」という。)を実施することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	地域生活支援拠点等整備事業		

事業概要	<p>障がい者等が、地域で自立した日常生活及び社会生活を安心して営むことができるよう、地域生活への移行や定着を目的に、必要な支援体制の整備を行います。</p> <p>安心生活支援事業は、医療ケア等が必要な重度な障がい児に対して体験的宿泊の場を提供したり、家族など支援者の急な入院や死亡等の事由により支援が困難になった障がい者等に対して緊急一時的な宿泊等の場を提供するものです。</p> <p>緊急時の受入れ・対応等の地域生活支援拠点等の整備及び機能の拡充に努めます。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）</p> <p>第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標</p> <p>三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和五年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>・茅ヶ崎市安心生活支援事業実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者及び同条2項に規定する障害児等(以下「障害者等」という。)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住み慣れた地域で安心して生活できることを目的に、緊急一時的な宿泊や体験的宿泊に要する費用の支給に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	自立支援協議会に関する事務		

事業概要	<p>障がい者等の地域生活を支援するため、市及び関係機関等が、地域における支援体制に関する課題について相互に情報を共有し、連携の緊密化を図ることを目的に、茅ヶ崎市自立支援協議会を設置しています。協議会には、代表者会議、運営会議、専門部会および必要に応じてプロジェクトやワーキンググループをおき、地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議を行います。</p>
------	--

法的実施根拠	あり
	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (協議会の設置)</p> <p>第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。</p> <p>2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市自立支援協議会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）（以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児の地域生活を支援するため、茅ヶ崎市及び関係機関（以下「関係機関等」という。）が、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、茅ヶ崎市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (組織)</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	社会参加促進事業		

事業概要	<p>社会参加促進事業は、障がい者等の社会参加を支援するため、ハンディキャブ運行事業や障害者団体バス借り上げ事業、障がい者ふれあい交流会事業（委託事業）を行います。また、障がい福祉課窓口において、緊急一時的な車椅子の利用の必要性が生じた方に、車いすの貸し出しを行います。</p> <p>さらには、県スポーツ大会への参加に関する調整や、場合によっては随行、マイクロバスの借り上げによる送迎等を行うとともに、ハンディキャブ運行事業を事業委託して行っています。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>第3章 地域生活支援事業</p> <p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。</p> <p>・茅ヶ崎市ハンディキャブ運行事業実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、日常生活における身体障害者の自立と社会参加の促進を図るためにリフト付き乗用車（以下「乗用車」という。）の運行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 乗用車を利用することができる者は、市内に居住する者のうち車いすを使用している者、歩行が困難な者又はねたきりの者で一般の交通手段を利用することが困難な身体障害者とする。</p> <p>(委託)</p> <p>第3条 市長は、市内の輸送を業とする者又は社会福祉法人に乗用車の運行に関する業務を委託することができる。</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第4条 乗用車を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、直接、前条に規定する輸送を業とする者又は社会福祉法人（以下これらを「委託業者」という。）に申し込むものとする。</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	重度障害者医療費助成事業		

事業概要	重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより福祉の増進を図ります。
------	-------------------------------------

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条～ 略</p> <p>・重度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、重度障害者の健康の保持及び増進を図るため、市町村が実施する医療費の一部助成に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	障害児通所施設の運営・管理		

事業概要	<p>一人ひとりの児童を尊重し、地域で自分らしく生活できるように、子どものニーズに寄り添った支援を行い、早期療育の定着を図ることにより、基本的生活能力を高め、情緒豊かな人間性を養うことを基本方針として、各施設において、障害福祉サービスを次のとおり実施しています。</p> <p>つつじ学園においては、児童福祉法に基づく児童発達支援センター、児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業を実施し、かめっこくらぶにおいては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中一時支援事業を実施します。</p> <p>かめっこくらぶ利用児の利便性の向上及び社会情勢の変化に対応し、実態に即した経営合理化を図るため、かめっこくらぶ（日中一時支援事業）をつつじ学園内で実施するための調整、手続を進めます。</p> <p>次期（令和6年度～10年度）指定管理者の選定を行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・児童福祉法</p> <p>第21条の5の3 市町村は、通所給付決定保護者が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。</p> <p>第21条の5の6 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。</p> <p>第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。</p> <p>第21条の5の8 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>第21条の5の9 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。</p> <p>・茅ヶ崎市障害児通所施設条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、茅ヶ崎市障害児通所施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設として茅ヶ崎市障害児通所施設(以下「通所施設」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 つつじ学園 茅ヶ崎市松が丘二丁目8番51号</p> <p>位置 かめっこくらぶ 茅ヶ崎市東海岸北三丁目7番44号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 つつじ学園は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)を行う事業</p> <p>(2) 第10条第1項第3号に掲げる児童に対して、当該施設において活動の場を提供し、見守り、集団生活に適応するための訓練その他の支援を行う事業</p> <p>2 かめっこくらぶは、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 前項第2号に掲げる事業</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	障害者ふれあい活動ホームの運営・管理		

事業概要	<p>一人ひとりの人権を尊重し、それぞれの特性や能力に応じた支援をするとともに、心のかよいあうサービスを提供することを基本方針として、各施設において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを次のとおり実施します。</p> <p>ふれあい活動ホーム赤羽根においては、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業を、ふれあい活動ホームあかしあにおいては、生活介護を、ふれあい活動ホーム第2あかしあにおいては、就労継続支援B型事業を実施します。</p> <p>令和6年度からの事業手法の変更（ふれあい活動ホーム3施設の指定管理を外し、茅ヶ崎市社会福祉事業団の自主事業として、事業を継続させる）に向けて、協議及び所定の手続を進めます。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり								
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>第5条 略</p> <p>7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>・茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例等</p> <p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 障害者の福祉の向上を図るため茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム(以下「ふれあいホーム」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい活動ホーム赤羽根</td> <td>茅ヶ崎市赤羽根338番地1</td> </tr> <tr> <td>ふれあい活動ホームあかしあ</td> <td>茅ヶ崎市松浪一丁目10番4号</td> </tr> <tr> <td>ふれあい活動ホーム第2あかしあ</td> <td>茅ヶ崎市十間坂一丁目4番8号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 ふれあい活動ホーム赤羽根は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第13項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)</p> <p>(2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援」という。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業</p> <p>2 ふれあい活動ホームあかしあは、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 法第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業</p> <p>3 ふれあい活動ホーム第2あかしあは、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 就労継続支援</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業</p>	名称	位置	ふれあい活動ホーム赤羽根	茅ヶ崎市赤羽根338番地1	ふれあい活動ホームあかしあ	茅ヶ崎市松浪一丁目10番4号	ふれあい活動ホーム第2あかしあ	茅ヶ崎市十間坂一丁目4番8号
名称	位置								
ふれあい活動ホーム赤羽根	茅ヶ崎市赤羽根338番地1								
ふれあい活動ホームあかしあ	茅ヶ崎市松浪一丁目10番4号								
ふれあい活動ホーム第2あかしあ	茅ヶ崎市十間坂一丁目4番8号								

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	障がい者手帳の交付に係る事務		

事業概要	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について、交付等申請の受付、県への進達を行い、神奈川県の審査を受け、手帳が作成され、市へ送付された後、市から対象者の手帳の受け渡しを行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・身体障害者福祉法 (身体障害者手帳)</p> <p>第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。</p> <p>2~10 略</p> <p>・療育手帳制度について (昭和48年厚生事務次官通知) 療育手帳制度要綱 第1 目的 この制度は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (精神障害者保健福祉手帳)</p> <p>第45条 精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。</p> <p>3~6 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	自立支援医療（更生医療・精神通院医療）に関する事務		

事業概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条から58条に基づく自立支援医療費のうち、更生医療については、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障害の程度を除去または軽減されると期待できる場合に指定医療機関で行われる医療費の助成制度、精神通院医療については、精神科の外来診療にかかる医療費の助成制度です。いずれも医療費の9割を保険と公費で負担し、医療費の1割と入院時の医療費は自己負担となる制度です。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (自立支援医療費の支給認定)</p> <p>第52条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。</p> <p>(2)略</p> <p>第53条～第58条 略 (市町村の支弁)</p> <p>第92条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 自立支援医療費（第8条第1項の政令で定める医療に係るものを除く。）、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に要する費用</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(都道府県の負担及び補助)</p> <p>第94条 都道府県は、政令で定めるところにより、第92条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第92条第3号及び第4号に掲げる費用のうち、その百分の二十五</p> <p>(国の負担及び補助)</p> <p>第95条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものを負担する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第92条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第3号及び第4号に掲げる費用の百分の五十</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	補装具費給付に関する事務		

事業概要	<p>障がい特性に応じた補装具費を給付する事務で、補装具の種類に応じては、神奈川県総合療育相談センター（更生相談所）の医師等の判定に基づき、給付を行います。</p> <p>また、軽度・中等度難聴児への補聴器購入費助成を行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>第5節 補装具費の支給</p> <p>第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるととき（補装具の借受けにあっては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。</p> <p>2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。</p> <p>3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聞くことができる。</p> <p>4 第19条第2項から第5項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>5 厚生労働大臣は、第2項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>・茅ヶ崎市補装具費自己負担額給付金要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、補装具費自己負担額給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～ 略</p> <p>・茅ヶ崎市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」)第76条第1項の規定に基づく補装具費の支給並びに補装具の販売、貸与又は修理を行う事業者(以下「補装具業者」という。)の登録並びに補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	障がい者福祉手当（国・県・市）に関する事務		

事業概要	<p>特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当（国手当）</p> <p>障がいの内容、施設入所の有無や所得制限等の要件を満たす者に国で定められた手当を支給する事務です。</p> <p>神奈川県在宅重度障害者等手当（県手当）</p> <p>障がいの等級や他の手当の受給要件を満たす者に対して、神奈川県の手当の申請を受け付け、県へ送達する経由事務です。</p> <p>茅ヶ崎市重度障害者福祉手当（市手当）</p> <p>障がいの等級要件を満たす方うち、他の手当の受給者と施設入所者を除き、市条例による手当を支給する事務です。</p>

活動名	活動種別	活動時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 国手当の申請受理	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2 国手当審査	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3 国手当交付等決定	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4 国手当支払い事務	伝票処理・契約事務	■						■					■
5 現況届送付	通知等発送					■							
6 現況届受理	申請等受付						■	■					
7 現況調査	事務作業全般					■	■	■					
8 所得制限該当者への対応	相談・問合せ対応					■	■	■					
9 児の年齢到達等確認、市手当との併給制限確認	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10 国手当該当要件の確認、調査	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11 県手当の申請受理、進達	申請等受付					■		■	■	■	■	■	■
12 県手当現況届の受理、進達	事務作業全般					■		■	■	■	■	■	■
13 市手当の申請受理	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
14 市手当交付等決定	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
15 市手当支払い事務	事務作業全般					■			■				■

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (この法律の目的)</p> <p>第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>第2条～ 略</p> <p>・神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、県が、在宅の重度障害者等に対し、神奈川県在宅重度障害者等手当を支給することにより、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>第2条～ 略</p> <p>・茅ヶ崎市重度障害者福祉手当に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、重度の障害者に対して、重度障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	障がい者就労支援事業		

事業概要	<p>市における障がい者（会計年度任用職員）、ジョブコーチ（会計年度任用職員）の雇用を行うことや、庁内の様々な課における職場体験事業の実施、庁内職員向け研修会の開催、「カフェドットコム」の運営委託を通じた就労訓練や就労体験等、障がい者の就労に関する様々な機会の提供及び市民等への理解促進を行うための事業です。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者基本法 (職業相談等)</p> <p>第18条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。 (雇用の促進等)</p> <p>第19条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等)</p> <p>第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。</p> <p>3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。</p> <p>5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援事業（障がい者）		

事業概要	<p>避難行動要支援者名簿を作成し、本人同意を得られた名簿を避難支援等関係者に平常時から提供するとともに、制度の周知啓発を行い、避難支援等関係者を対象とする研修会を実施するなど、共助・公助の仕組みづくりを推進します。</p> <p>令和5年度は、避難行動要支援者名簿の登載者についてチェックリストを作成し、避難支援の優先度の高い方を把握します。また、地域をはじめとした避難支援等関係者等と連携・協力のための調整を進めます。併せて、障がい者や高齢者等の要配慮者の避難先として、総合体育館を指定福祉避難所として活用できるよう取組を進めます。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・災害対策基本法 (避難行動要支援者名簿の作成)</p> <p>第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援をするもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならぬ。</p> <p>2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする事由 (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項 <p>3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>第49条の11～17 略</p> <p>・茅ヶ崎市避難行動要支援者名簿取扱要綱 (目的)</p> <p>第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び茅ヶ崎市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)の定めるところにより、避難行動要支援者に対し、避難の支援や安否の確認等の措置を行うための基礎となる避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の作成及び提供に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	障害者通所交通費の助成に関する事務		

事業概要	自宅から障がい児・者施設への通所に要した費用を助成する事務です。
------	----------------------------------

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市障害児者施設通所交通費助成要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、社会福祉に係る施設に通所する者の当該施設への通所に要する交通費の助成に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	重度障害者タクシー利用助成等に関する事務		

事業概要	<p>障がいの個別等級要件を満たす在宅重度障害者の外出支援のため、申請に基づき福祉タクシー券を交付します。</p> <p>また、自己所有の自動車を自ら運転する、障がいの個別等級要件を満たす重度障害者のうち、福祉タクシー券の助成を受けている方を除き、燃料費の購入実費を助成します。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要綱 (目的) 第1条 この要綱は、在宅の重度障害者(以下「重度障害者」という。)の積極的な社会参加及び生活圏の拡大をすすめる一助として、タクシー(ハイヤーを含む。)を利用することにより重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>・茅ヶ崎市身体障害者自動車燃料費助成要綱 (目的) 第1条 この要綱は、身体障害者が生活のために自己の所有する自動車の運行に使用する燃料の購入に要する費用(以下「燃料費」という。)の一部を助成することにより身体障害者の生活の利便を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	各種公共サービスに係る事務		

事業概要	<p>要件に該当する障がいがある方からの申請に対し、有料道路の割引、NHK放送受信料及び水道料金の減免に必要な証明書の発行や、第1種の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方若しくは12歳未満の障がい児が介護者とともにバスを利用する際の介護付乗車券（割引証）の発行を行う事務です。</p>
------	--

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	心身障害者扶養共済制度に関する事務		

事業概要	障がい者を扶養している人を加入者とし、毎月一定の掛金を県に納入することで、加入者に万一のことがあった場合、残された障がい者に年金を支給する神奈川県の実施する制度の申請書等の受付窓口となり、県に進達を行う事務です。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・神奈川県心身障害者扶養共済制度条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は著しい障害を有する状態となつた後の心身障害者に年金を支給する等のため、神奈川県心身障害者扶養共済制度を設け、もつて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>第2条～ 略</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	生きがい会館の管理		

事業概要	<p>生きがい会館の維持管理を行う事務です。</p> <p>令和6年度からの事業手法の変更（ふれあい活動ホーム3施設の指定管理を外し、茅ヶ崎市社会福祉事業団の自主事業として、事業を移管する）に向け協議及び所定の手続を進めると共に、公営既団体で有、公益的事業を行っている（公益社団法人）茅ヶ崎市シルバー人材センターへの建物無償貸与に関する契約手続を進めます。</p>
------	--

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	基幹相談支援センター設置・運営事業		

事業概要	<p>地域における障がい者等の相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化の取組や人材育成等を行うことにより、相談支援体制の充実を図ります。併せて、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者との役割を整理し、障がい者等が相談しやすい環境を整備します。</p> <p>また、自立支援協議会プロジェクトにおいて、引き続き相談支援体制の強化に向けた検討を行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (基幹相談支援センター)</p> <p>第77条の2 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第1項第3号及び第4号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に規定する業務を総合的に行うことの目的とする施設とする。</p> <p>2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。</p> <p>3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第1項の事業及び業務の実施を委託することができる。</p> <p>4 前項の委託を受けた者は、第1項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。</p> <p>5 基幹相談支援センターを設置する者は、第1項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、身体障害者福祉法第12条の3第1項又は第2項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第15条の2第1項又は第2項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 第3項の規定により委託を受けて第1項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	「ちがさき障がい者支援アプリ」の運用に関する事務		

事業概要	<p>障がい者等のQOLの向上を目指して、新しい生活様式を踏まえた手法により日常生活や災害時に必要な情報を取得することができるよう、「ちがさき障がい者支援アプリ」による情報提供・発信等を展開します。障害福祉サービス事業所等の基本情報や空き状況の提供、やさしいマップちがさき（バリアフリーマップ[®]）の登載、障がい特性に応じたプッシュ型通知の発信、相談や遠隔手話サービスを含む手話通訳等派遣のオンライン予約、電子障害者手帳との連携等を進めます。</p> <p>やさしいマップちがさきの更新については、「みんなにやさしいお店ちがさき」事業と連携を図りながら進めます。</p>
------	---

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	障がい福祉課
事務事業名	障がい児支援体制強化事業		

事業概要	<p>医療的ケア児等が適切に切れ目のない支援を受けることができるよう、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めるとともに、神奈川県や茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町からなる湘南東部障がい保健福祉圏域での連携により、総合的な支援体制の構築を行います。</p> <p>また、障害児通所支援について、令和6年4月の児童福祉法の改正の内容も踏まえ、適正かつ効果的な利用につながるよう検討を行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (目的)</p> <p>第1条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条～ 略</p> <p>・児童福祉法</p> <p>第21条の5の3 市町村は、通所給付決定保護者が、第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。</p> <p>第21条の5の6 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。</p> <p>第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。</p> <p>第21条の5の8 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>第21条の5の9 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。</p>